

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」に関する意見募集結果について

令和6年8月15日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案については、令和6年6月13日から7月12日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、9件の御意見をいただきました。

いただいた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

御意見	御意見に対する内閣府の考え方
<p>今回の法律改正を歓迎します。</p> <p>納税証明書は有料で発行されるもの、かつこれまで担当者が税務署に取りに行っていたことから、財団側の経費的な観点で効果はあると考えます。</p> <p>一方、税務署側も雑多な公益法人からの証明書発行申請がなくなることから本来業務にリソースを集中させることが出来るものと思います。</p> <p>引き続き、時節に適合した法の制定改正廃止についてご検討よろしくごお願い申し上げます。以上</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>事務の簡素化になって非常に良い。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参</p>

<p>小規模法人にとって事業報告は事務負担が大きい。 少しでも負担が軽減できると大変良い。 納税証明書だけでなく、記載項目の減少や明確化、昨年度データからの連携等、出来る限り負担を軽減して欲しい。 人材不足、5年後10年後に組織を維持する人材の確保が難しい。</p>	<p>考とさせていただきます。</p>
<p>当法人は平成25年4月1日に公益移行した公益社団法人であり、活動区域は所在県内（徳島県）に限定しています。 当法人は収益事業はなく、財務上の不適合な要素もなく、全くの非課税法人です。 その上で、毎事業年度毎の行政庁（徳島県）への事業報告の際には、税務署（国税）、県税事務所（地方税）、市役所市民税課（地方税）を回り、認定法第6条第5号に定められている「滞納処分なし」の証明書をそれぞれ手数料を支払って入手し、上記事業報告に添付しています。 この度の国税の改正（確認書による）にはやっと対処して頂けるのかと評価いたしますが、地方税においては同様の対応（首長宛ての確認書など）はできないのでしょうか。 地方税に係る証明書は、様式が自治体ごとに異なるので・・・行政改革してください。様式の統一はさほど困難なこととは思えません。 また、事業報告及び決算書も県・市町村にそれぞれ提出しなければなりません。（国・税務署へは損益計算書（正味財産計算書）のみですが） 国・県・市町村の連携が取れば、例えばどこか1箇所に提出し情報共有して頂ければよいのではないのでしょうか。それだけで時間・コストの「ムダ」が省けると思います。 P I C T I Sの活用のみならず、国・都道府県・市町村はオンラインで繋がっていると思いますので、セキュリティの問題があるのかもしれませんが、もっと連携機能を充実・推進して頂きたい。</p>	<p>国税関係については賛成の御意見として承りました。 地方税関係については、納税情報の提供は特に慎重は取扱いが求められることにも鑑み、「納税証明書の発行に係る負担の軽減」という観点から今回の改正では納税証明書の提出範囲を明記しております。 また、納税証明書の様式の統一に関していただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>役員の登記など、法務局との連携は前進していると評価していますので、検討願いたい。</p>	
<p>今回の改正にあっては、公益法人の納付する地方税についての納税証明書の提出範囲に関して「法人の納付義務がある税目について、すべての税目に係る証明書を提出」する旨が記載されている。</p> <p>しかしながら、地方税のうち特別徴収に係る個人住民税は、役職員の住所所在地を所轄する個々の課税団体（区市町村）から、当該公益法人が納税証明書を受領する必要がある。これは、役職員の住所地が10の市町村にあれば、10の市町村から納税証明書の交付を受ける必要があり、件数が多く現実的でない。これまで実務上も、公益法人から行政庁に対して、地方税のうち特別徴収される個人住民税については納税証明書を提出されていない。</p> <p>したがって、改正後の第38条第1項第1号括弧書きは、「(地方税については、財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税（特別徴収される個人の都道府県民税及び市町村民税を除く。）に係るものに限る。）」と修正されたい。改正後の第5条第3項第6号括弧書きも同様の趣旨となるよう修正されたい。</p>	<p>今回の改正において、地方税の納税証明書の提出範囲については、法人に納税義務があるものを対象としており、法人が特別徴収義務者として納入する税目を新たに対象とする趣旨ではないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>改正案の第三十八条但し書きでは、「第一号に掲げる書類にあつては、行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であつて、行政庁が不要と認めるときには、同号に該当しないことを説明した書類を添付することで足りる。」とある。</p> <p>この「行政庁が法第六条第五号に該当しないことが確認できる場合であつて、行政庁が不要と認めるとき」とは、どういうときなのか。</p> <p>具体的には、次の疑問が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人は、行政庁に対して毎事業年度経過後三箇月以内に財産目録等を提出し 	<p>行政庁においては、国税当局からの滞納処分に係る意見申述（通知）の有無を確認し、滞納処分が行われていないことをもって、納税証明書の提出は不要と判断しています。その旨は定期提出書類の手引き（公益法人編）にも掲載予定です。</p> <p>地方税においては、都道府県・市町村から滞納処分があった際に意見申述を受ける運用が行わ</p>

<p>なければならないが、国税の滞納がなかったことを、その提出までの間に行政庁が確認できるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国税においては、公益法人に対し滞納処分を執行した場合には、国税当局から行政庁に対して意見申述（通知）が行われることとなっている」とあるが、仮に国税当局が滞納処分を執行した場合、毎事業年度経過後三箇月以内に行政庁に対して意見申述（通知）が行われるのか。 ・ ここが担保できなければ、行政庁としては、滞納処分が執行されても毎事業年度経過後三箇月以内に確認できないため、従前どおり「国税の納税証明書の添付が必要」とはならないのか。 ・ また、公益法人は、行政庁が不要と認めたかどうかを、どうすればわかるのか。 ・ この但し書きが生きるかどうかは、行政庁の判断次第ではないのか。 ・ さらに、この改正案は国税に対してであって、「地方税当局の負担を軽減」という趣旨は生かされていない。地方税においても、公益法人に対し滞納処分を執行した場合には、行政庁に対して意見申述（通知）が行われるのであれば、今回の国税と同様の取扱でいいのではないか。 ・ 結局、公益法人としては、国税及び地方税の納税証明書は準備し、毎事業年度経過後に提出する事業報告書に国税は確認書、地方税は納税証明書を添付することになり、負担軽減にはつながらないのではないか。 	<p>れていないことから、引き続き納税証明書の提出は求めることとしますが、負担軽減の観点から、提出範囲を「法人の納税義務がある税目について、すべての税目に係る証明書を提出」としていただきます。</p>
<p>良いと思います。</p> <p>提出書類が多すぎますし、それを作成する負担分を「公益事業」に使うほうが望ましいと思います。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>

<p>今後もこうした改革をぜひ進めてほしいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>	
<p>公益財団法人に移行後12年間にわたり定期提出書類の取りまとめを担当していた立場の者としてコメントします。</p> <p>国税の納税証明書（その4）の添付が不要になることは、定期提出書類の簡略化の流れを踏まえ、賛成したい。</p> <p>当法人は暦年を事業年度としているため、定期提出書類の提出期限の3月末です。この時期に合わせて納税証明書も入手しているので、発行する側の税務署、県税事務所及び市役所は確定申告や年度末の多忙で、窓口も混雑している時期です。これら書類入手のために費やす時間を考えると、1枚でも入手する必要がなくなることには、評価すべきものと考えます。</p> <p>しかしながら、地方税のそれらについては、当面は従前のままの対応となるようなので、今後の改善（システムの連携など）を待ちたいと思います。公益法人の提出書類に関して言えば、「登記事項証明書」はシステムが連携されたことに伴い、公益法人行政総合情報サイトの電子申請を通じて入出することが可能となっています。比較対象としては難しいものの、車検時提出の自動車税の納税証明書は、都道府県のシステムと国土交通省のシステムが連携されたことにより提出が不要になっています。このようなデジタル化の（紙を減らす）流れを踏まえ、改善していく必要があると考えます。</p> <p>地方税の証明書は、引き続き現状のまま、紙によるものが残ることから、様式、記載されるべき文言の統一を図るべきと考えます。当方が勤務している法人の所在地での地方税の「滞納処分に係る」納税証明書の記載事項について、</p> <p>県税一証明書の使用目的として「公益法人の定期事業報告のため」、 その他の証明事項として「県税について、未納の徴収金はありま</p>	<p>国税関係については賛成の御意見として承りました。</p> <p>地方税関係については、納税情報の提供は特に慎重は取扱いが求められることにも鑑み、「納税証明書の発行に係る負担の軽減」という観点から今回の改正では納税証明書の提出範囲を明記しております。</p> <p>また、納税証明書の様式の統一に関していただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>せん。」</p> <p>市税一証明事項として「証明日から過去3年以内において、滞納処分を受けたことがない。」</p> <p>とそれぞれ記載され、これらは認定法施行規則に規定された要件を満たした内容となっているものの、文言は異なります。</p> <p>今後、記載内容の統一化方向性を示すべきと考えます。例えば、「〇年〇月〇日（当該報告に係る事業年度の開始日）から◇年◇月◇日（証明日書の日付）までの間、滞納処分を受けたことがない。」というような文言が適当と考えます。</p> <p>これからも、定期提出書類等の提出にかかる法人の書類作成などの作業量、提出の煩雑さが改善され、簡素化、省力化されるようお願いします。</p>	
<p>特になし</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
<p>公益認定法第6条第5号では、「国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの」を欠格事由としている。これを確認するため、公益法人は毎年度、行政庁へ「滞納のないことの証明書」を提出している。しかし、収益事業を行っていないなど、納税義務が当初から発生しない法人に対しても一律に提出を求める必要性は本来、低いと考えらる。実際、(公財)公益法人協会にも、助成財団や奨学財団を中心に、毎年度納税証明書を提出することにつき、疑念の声が毎年、寄せられていた。</p> <p>内閣府が令和5年12月に発表した「令和4年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」によれば、公益法人総数9,605のうち、収益事業を行う法人は46.2%（内閣府34.0%、都道府県50.7%）である。収益事業を行っていないなど、本来非課税の公益法人に対して、毎年度「滞納がないことの証明書」を求めるのは合理的でなく、適切な負担軽減策が必要だったので、今回のパブリック・コメント案に賛成する。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>

以上	
----	--